

宇都宮市農業再生協議会 からのお知らせ (令和6年6月)

【内容】

- ① 宇都宮市農業再生協議会からのお知らせ
(交付対象作物の作付状況の現地確認等) … P1～P2
- ② 令和6年度水田活用の直接支払交付金等の交付要件
の見直について … P3
- ③ 「水張り5年ルール」及び「水張り実施状況申告書等」
の提出について … P4～P7
- ④ 令和6年度作付転換拡大緊急対策支援事業のお知らせ
… P8～P9
- ⑤ 現地確認に伴う「立札」廃止について … P10
- ⑥ 宇都宮市農業再生協議会のホームページのご案内
… P11

宇都宮市農業再生協議会からのお知らせ

交付対象作物の作付状況の現地確認を実施します

【水田作付状況の現地確認】

- ・ 国の経営所得安定対策等の交付金の交付を適正に行うため、提出された営農計画書に基づき、交付対象作物の作付状況の現地確認を行います。
- ・ 確認する農地が宅地に隣接している場合など、農地の場所によっては、所有者等の宅地内などを通行させていただく場合がありますのでご了承ください。

【確認方法】

(1) 確認対象

国等の交付金の交付対象作物（野菜、飼料作物等）

(2) 従事者

市、J A、農業公社の職員

⇒ 従事者は、『現地確認中』と表記した黄色の腕章を着用し、2人1組で確認を行います。

※ 原則、農業者に同行をお願いすることはありません。

(3) その他

7月に現地確認を行わない秋冬野菜などの交付対象作物については、年間を通じて市農業再生協議会事務局で現地確認を実施します。



《営農計画書未提出の皆様へ》

営農計画書の提出をお願いします

- ・ 営農計画書は、本市水田の作付状況を把握し、農業者の皆様への支援策を検討する重要な書類です。
- ・ 交付金の対象となる作付がないなどの場合も、営農計画書の提出にご協力ください。

経営主が変わった場合変更届出の提出をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の経営主が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和6年度営農計画書について、経営主が変更となる場合は、必要書類をお送りいたします。（変更がない場合は手続不要）
（連絡先：宇都宮市農業再生協議会事務局：TEL:028-632-2458）

《営農計画書（抜粋）》

宇都宮市農業再生協議会 行
令和6年度 水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱いについて承諾します。
※調整未済の水田は、水田活用促進支援交付金の交付対象外水田です。（14年度繰下付付、調整未済など）

市町村名：栃木県宇都宮市	農 業 者 氏 名	住 所
地区区分：008-その他	再生 協太郎	〒319-0438 栃木県宇都宮市 船山町1番5号
農業者区分：008-その他	◎	
電話番号：9999	姓 名	姓 名
代表者名：008-宇都宮市農業再生協議会	姓 名	姓 名
代表者区分：9999999	姓 名	姓 名

経営主に変更がないか確認をお願いします。

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

台風や降雪などの自然災害が想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

農業気象災害に関する注意喚起や技術対策などについては、県の防災 LINE を活用してください。（市ホームページ参照 ページ ID:1035957）

参 考



自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、病気や怪我の影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一来備えましょう。

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合 河宇支所

TEL(028)660-7300



令和6年度水田活用の直接支払交付金等の 交付要件が見直されます

改正内容

(1) 交付対象外水田の規定追加

※撤去困難園芸施設（鉄骨ハウス等）が設置されている農地は、交付対象水田に該当しないものとする。

(2) 飼料用作物、WCS等の基準単収・平均単収の設定

ア 自家利用以外

今後、栃木県農業再生協議会が設定する基準単収や平均単収と比べ収量が明らかに低い場合、交付対象外とすることとされ、栽培を適正に管理する規定が盛り込まれた。

イ 自家用利用の場合

- ・ 生産数量等を参考様式に記録のうえ保管、必要に応じ協議会へ提出することとされた。（令和5年度から実施済）
 - ・ 収量、給餌記録、放牧の記録等の保管、必要に応じ協議会へ提出することとされた。（令和6年から実施）
- ※ 詳細な運用については、国や県より情報提供があり次第、情報提供いたします。

(3) 助成金（戦略作物助成）に係る要件の追加

ア 基準単収の設定

戦略作物助成のうち、麦・大豆において、収量が基準単収の2分の1未満の場合は、理由書の提出が必要となる。

イ 2年連続して理由書が提出された場合（自然災害等を除く）

原則、改善指導の対象とするとともに、指導内容が実行されなかった場合は、交付対象外とすることとされ、栽培を適正に管理する規定が盛り込まれた。

※ 撤去困難な施設：国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置された建物または構築物で、処分制限期間内にあるもの

「水張り 5 年ルール」 たん水管理の実施方法について

- 国においては、5 年間（令和 4 年度～）に一度も水稲作付が行われない農地は交付金の対象外とすることが示されました。
- ただし、たん水管理※を 1 カ月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、水稲作付を行ったとみなす取扱いが示されております。

※ たん水管理とは水田を水で満たした状態にすることです。

【たん水管理の実施状況報告について】

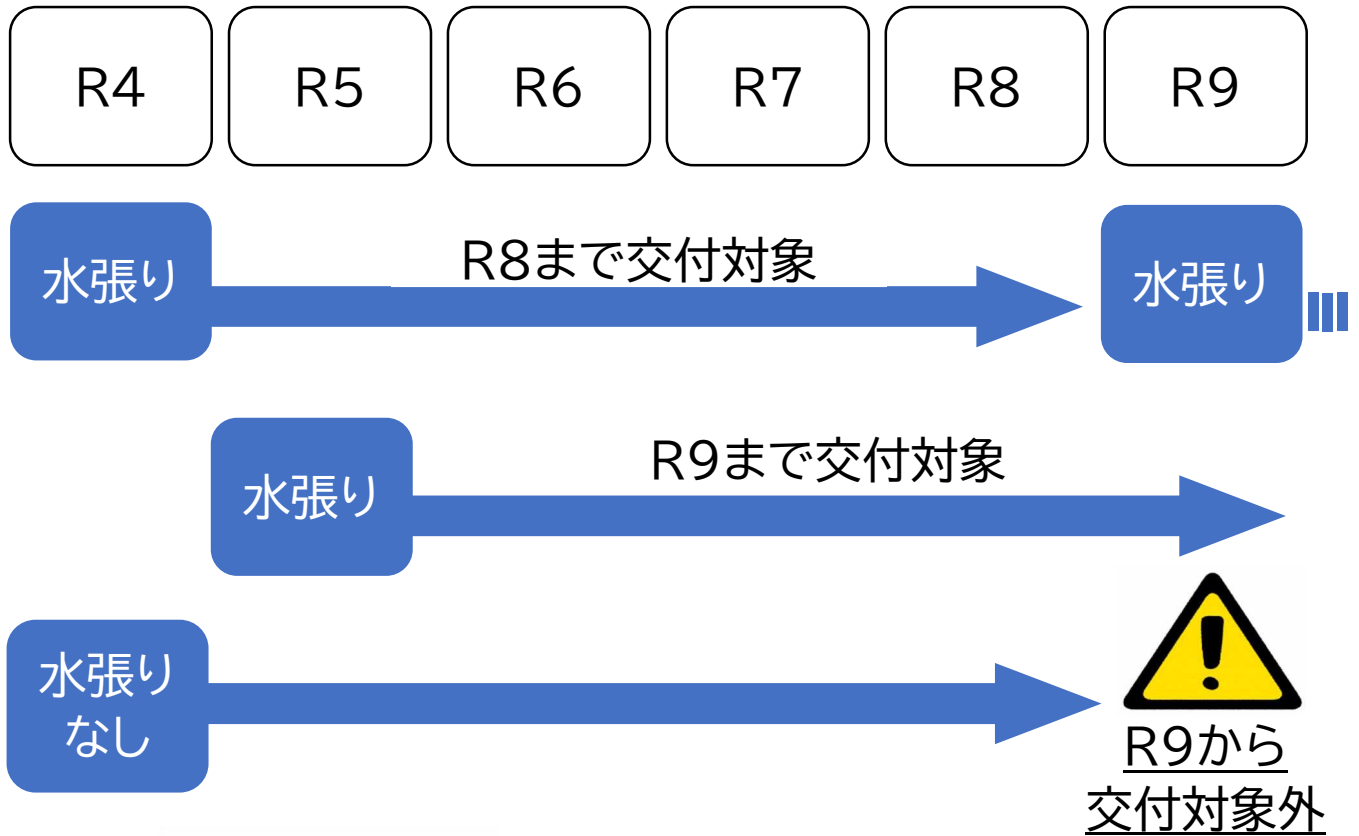
- ・ 申告書は、所在地、水張り期間、水張り日数を記載してください。
- ・ 写真は、ほ場全体の水張り状況が確認できるよう撮影してください。
- ・ 写真の裏面または余白に所在地の記載をしてください。
- ・ 写真は、水田ごとに必要です。

【提出方法】

- ・ 再生協議会事務局または J A うつのみや各営農経済センターに提出ください。
- ・ 返信用封筒を希望する場合または電子データにより提出を希望する場合は、事務局にご相談ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局
TEL 028(632)2458
メール：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

【交付対象年の考え方】



注意



- ・ 令和8年までに一度も水張りをしなかった場合, 令和9年からは交付対象外となります。
- ・ 交付金を引き続き希望する場合は, まずは令和8年までに水張りの実施が必要です。

申告日 年 月 日

水張り実施状況申告書

(「水張りの実施状況が確認できる写真」(※1)を水田ごとに提出すること)

水田の水張り（湛水管理）を行いましたので、次のとおり申告します。

世帯番号 氏名

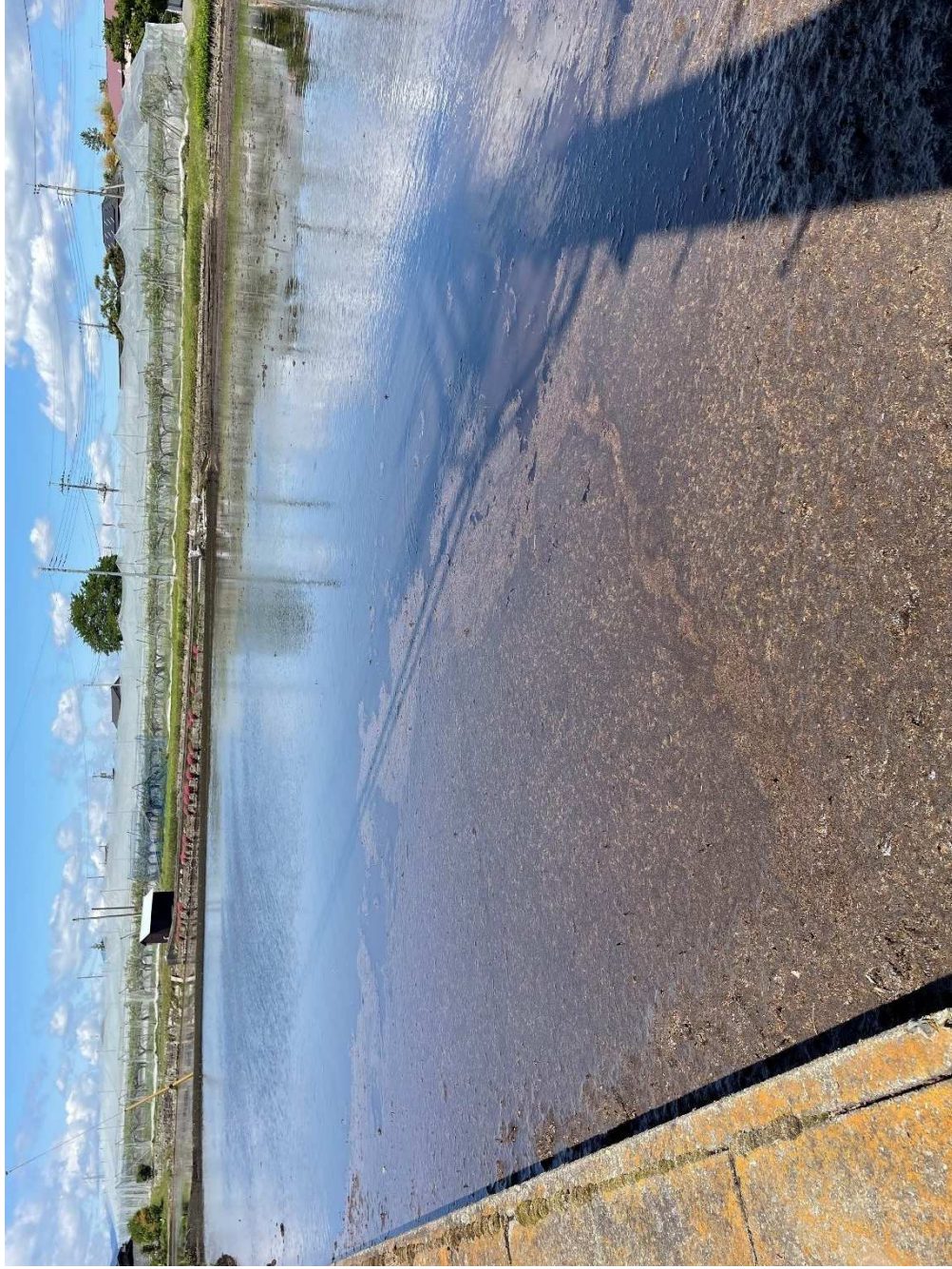
No.	所在地（※2）	水張り期間	水張り日数（※3）	備考
例	旭1丁目 110	令和6年7月5日 ～ 令和6年8月5日	32日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(※1)「水張りの実施状況が確認できる写真」の裏面（余白）には、必ず所在地を記載すること。

(※2)「所在地」は、水田の営農計画書の所在地を確認の上、記載してください。

(※3)「水張り日数」は、水田が水で満たされた状態で「30日以上」である必要があります。

水張りの実施状況が確認できる写真（撮影例）



写真は水田全体が映る
ように撮影すること。

写真の余白（裏面）に所
在地を記載すること。

旭1丁目110

- ※1 水田全体が映るよう写真を撮影してください。
（水田全体に水張りが実施されていることが確認できるよう写真を撮影してください。）
- ※2 提出する写真は、普通紙に印刷したものでも可（カラー印刷であること）
- ※3 写真の裏面（余白）には、必ず所在地を記載してください。

令和6年度

作付転換拡大 緊急対策 支援事業のお知らせ

本事業については、「令和6年度 営農計画書」配付時に添付いたしましたA3サイズカラーチラシ「令和6年度 水田農業対策関連事業（国費等）」において、「5 都道府県連携助成」を未定として周知いたしましたが、詳細が決定しましたので、お知らせいたします。

【対 象 者】

- ・ 水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業のいずれかの交付対象者
- ・ 令和5年度と比較し、主食用米から対象作物へ作付転換が拡大した生産者

【対象作物】

飼料用米、米粉用米、輸出用米（新市場開拓用米）、麦、大豆、飼料作物

※ 水田における基幹作が対象

【要 件】

- ・ 対象作物において、生産性向上の取組に1つ以上取り組むこと。
- ・ 詳細な取組の一覧については、ホームページを参照してください。
(市ホームページ参照 ページID:1027692)

【交付対象面積の算出方法】

上記の取組要件を満たす対象作物の拡大面積

○ 水田経営面積が前年と同じ 又は 縮小している場合

- ・ 主食用米の作付減少面積から対象作物の拡大面積を減じた面積

○ 水田経営面積が前年より拡大している場合

- ・ 対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を減じた面積
- ・ 主食用米の面積が減少している場合は、対象作物の拡大面積

※ケースごとの交付対象面積の算出方法：別紙（P8）参照

【交付単価】 5,000 円／10 a

国からの交付：2,500 円／10 a 県からの交付：2,500 円／10 a

※ 支払は、それぞれ別時期になります。

【そ の 他】

各生産者の営農計画書の内容を確認後、対象となる可能性のある方に、改めて申請書等を送付いたします（10月頃）。

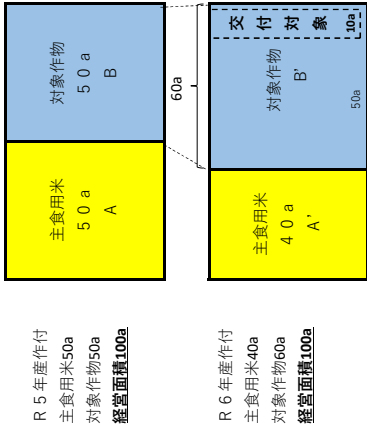
【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局（宇都宮市役所7階 農林生産流通課内）

TEL 632-2458 FAX 639-0618

別紙 作付転換拡大緊急対策支援事業のケース別対象面積計算例

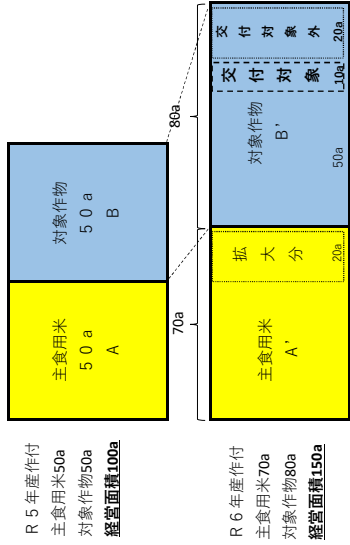
1 経営規模が前年産と同じ場合、もしくは前年産より縮小する場合

【ケース1】 経営規模が前年産と同じで、主食用米を前年より縮小し、対象作物を拡大する場合

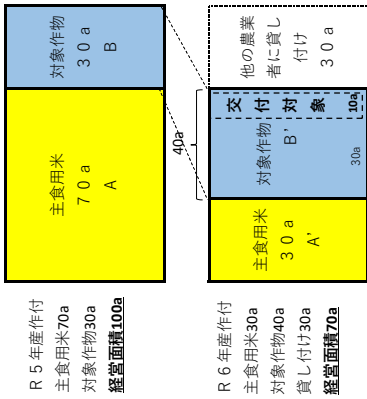


2 経営規模を前年産より拡大する場合

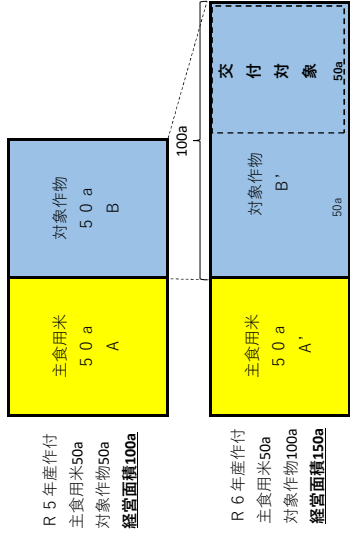
【ケース4】 経営規模を前年産より拡大し、主食用米より対象作物を拡大する場合



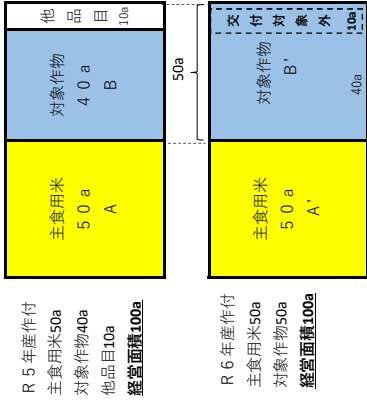
【ケース2】 経営規模を前年産より縮小し、主食用米を前年より縮小し、対象作物を拡大する場合



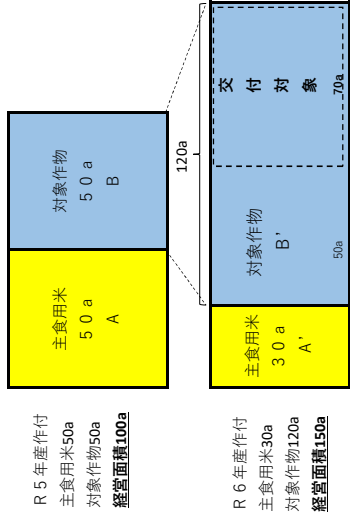
【ケース5】 経営規模を前年産より拡大し、主食用米は前年産と同じで対象作物を拡大する場合



【ケース3】 経営規模が前年産と同じで、主食用米は前年と同じで、対象作物を拡大する場合



【ケース6】 経営規模を前年産より拡大し、主食用米を縮小し、対象作物を拡大する場合



<お知らせ>

【令和6年度より変更】

転作
作物

現地確認に伴う 「立札」廃止について

これまで、現地確認実施のため、交付金対象作物名等を記載した立札を対象者へ配付し、対象農地の確認しやすい場所へ設置して頂いていました。

その立札を目印に事務局（市、JA、農業公社）による現地確認を実施してまいりましたが、

生産者の立札設置作業の省力化・負担軽減等の観点から
令和6年度から廃止とさせていただきます。

転作
作物

<現在の現地確認実施内容>

- ・GPS機能を有するタブレットシステムを導入
 - ↳ 対象ほ場の特定がスムーズに可能
- ・市、JA、農業公社の連携協力
 - ↳ 作付状況の現地確認及び営農計画書の確実な修正実施

《問合せ先》

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL : 632-2458

《参考》 JAうつのみやの取組

飼料用米用立札【青、ピンク（夢あおば）】は継続して実施致します。

《問合せ先》 宇都宮農業協同組合営農部米麦課 TEL : 625-3388

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪